

いじめ防止基本方針

2014年 9月策定
2023年 4月改定
2024年 1月改定

学校法人 桐光学園

桐光学園小学校

目次

はじめに	3
第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
1-1 いじめの定義	4
1-2 いじめに対する基本認識	4
1-3 いじめ対策の基本理念	4
第2章 いじめの防止等のための対策	5
2-1 いじめの未然防止	5
2-2 いじめの早期発見	5
第3章 いじめに対する措置	6
3-1 いじめに対する措置	6
3-2 重大事態への対処	6
第4章 取り組みの評価と改善	6

はじめに

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行された。

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題である。いじめ防止基本方針の策定はそれらのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むためのものであり、桐光学園小学校では、それらの対策はすべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指すものとする。

また本校においては、学校、家庭、その他関係者等の連携の下、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する。桐光学園小学校のいじめ防止基本方針は、上記の立場に立ち、いじめ防止対策推進法第十三条の規定の基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1-1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

1-2 いじめに対する基本認識

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

被害も加害も経験することが多いいじめであるが、一方に気づきながらなら行動を起こすことができないう児童（傍観者とも言われる）もいることにも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにしなければならない。

このような状況があることを理解しながらも、私たち教職員は共通認識を持っていじめが個々の尊厳を損なう絶対に許されない行為であることを子どもたちに伝えていかなければならない。

また、大人社会でみられる、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じと考えられる。いじめは社会の大きな問題であり、大人が提供するメディアやインターネットを含め、暴力、差別などの大人の振る舞いも影響していると考ええる。

1-3 いじめ対策の基本理念

桐光学園小学校では、「意志・表現・感謝」の3つの心を育てることを校訓として、日々の教育活動を行っており、児童もそれらの大切さを理解している。強い気持ちを持つこと、お互いの存在を認め合うこと、自己肯定感を持つこと、思いやりの心をもって自己表現活動をすること、生命の大切さを知り感謝する心を持つこと。校訓の実践は、児童一人ひとりが安心して生活し、仲間との生活を豊かにし、心のつながりを大切にすることにつながる。

このような児童の生活環境を作りながら、いじめのない学校作りを学んでいかなければならない。

校訓 「意志」「表現」「感謝」

強い意志を持ち、何事も最後までやりとげよう。

自分の思いを伝え、他者との関わりを深めよう。

家族や友だちを大切にし、感謝する心を持とう。

校訓の具体化

		低 学 年	中 学 年	高 学 年
意 志	自分に関すること	努力する心を持つ	やりきる強い気持ちを持つ	より高い目標に向けて努力する
	他者と関わること	約束ときまりの大切さを知る	よいと思うことを進んで行う	正しい判断と行動ができる
表 現	自分に関すること	元気なあいさつができる	心が伝わる言葉を遣うことができる	気持ちや考えを正しく伝えることができる
	他者と関わること	やさしい言葉遣いを心がける	相手の気持ちを考えた言葉遣いと行動ができる	信頼と助け合いの心を大切にすることができる
感 謝	自分に関すること	自分を大切にできる	自分を見つめ、支え合うことの大切さを知る	人の役に立てることに喜びを感じることができる
	他者と関わること	「ありがとう」「ごめんなさい」が言える	まわりの人たちへの感謝の気持ちを伝えることができる	人の心と命を大切に想い、自分の生活をよりよいものにする ことができる

第2章 いじめの防止等のための対策

2-1 いじめの未然防止

未然防止の基本は、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となる。教職員は児童理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業等の教育活動を実践するように心がける。そのような教育活動を通して、児童が安心・安全に学校生活を送ることができること、そして規律を守ろうとする意識を持ち、授業や行事に対して主体的に参加・活躍できるようにしていくことが大切である。

学校生活の中で最も多くの時間を費やす授業の中で、児童が意欲的に取り組めない原因があるとすれば、それは教師の工夫と配慮、児童の努力、保護者の支援によって改善しなければならない。

併せて、教師の不適切な認識や言動は児童を傷つけ他の児童に対するいじめを助長することがあること、保護者が他の児童・保護者について否定的な発言をすることが児童の意識を同様の方向に導いてしまうことがあることも忘れてはいけない。

そして、児童同士、児童と教師及び保護者との関わり合いを通して、児童一人ひとりが自分が他人の役に立っている、自分が必要とされているという自己有用感・自己肯定感を持てるようにする。

児童がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるように働きかけていくことが大切である。

保護者は、見聞きしたことを冷静に受け止め、いじめに対する基本認識を学校と共有し、担任をはじめとする教職員と協力して問題に向き合っていかなければならない。

2-2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員及び保護者は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

以下のことに心がける

- ア) 児童のささいな変化に気付く
- イ) 気づいた情報を確実に共有する
- ウ) 情報に基づきすみやかに対応する

第3章 いじめに対する措置

3-1 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

3-2 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

本校に在籍する児童がいじめを受けて重大事態に陥った場合、本校は私学振興課に重大事態の発生について報告するとともに、学校設置者および学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

第4章 取り組みの評価と改善

より実効性の高いいじめ防止等の取り組みを実施するため、少なくとも年に1度、全教職員により本いじめ防止基本方針を再確認し、必要に応じて見直ししながら継続的に改善を図る。また、日常からスクールカウンセラーに学校の実情に即して機能しているか等の確認を受け、意見を仰ぐ。